

保存	労働基準法	労働安全衛生法	労働者災害補償保険法	雇用保険法	労働保険徴収法	社会保険
2年				・雇用保険に関する書類 (雇用安定事業等・徴収法による書類を除く)		・健康保険に関する書類 ・厚生年金保険に関する書類
3年		・安全委員会、衛生委員会、又は安全前衛生委員会における議事で重要なものに係わる記録 ・特別教育の記録 ・作業環境測定の結果の記録(原則) ・作業環境測定の結果の評価の記録(原則) ・リスクアセスメントの結果の記録(原則)	・労災保険に関する書類 (徴収法による書類を除く)		・徴収法による書類 ・労働保険事務処理委託事業主名簿 ・労働保険料等徴収及び納付簿	
4年				・被保険者に関する書類	・雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 (労働保険事務組合が備えなければならない)	
5年	※ただし、当分の間は3年  ・労働者名簿 (起算日)労働者の死亡、退職又は解雇の日 ・雇入れ・退職に関する書類 (起算日)労働者の退職又は死亡の日 ・賃金台帳 (起算日)最後に記入した日 ・災害補償に関する書類 (起算日)災害補償が終わった日 ・賃金その他労働関係に関する重要な書類 (起算日)その完結の日	・健康診断個人票 ・面接指導の記録 ・作業環境測定の結果の記録(放射線)				
その他		・作業環境測定の結果の記録(粉じん7年・特定化学物質等30年・石綿40年) ・作業環境測定の結果の評価の記録(粉じん7年・特定化学物質等30年・石綿40年) ・リスクアセスメントの結果の記録(がん原性物質30年)				